

7 建 築 第 5 6 4 号
令和 7 年 3 月 28 日

一般社団法人京都府建設業協会会長 様

京都府建設交通部建築指導課長
(公 印 省 略)

「都市計画法に基づく開発許可申請等の手引」の一部改正について
(通知)

平素は京都府の開発行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

この度、令和 7 年 4 月 1 日から手数料の改定が実施されること等に伴い、「都市計画法に基づく開発許可申請等の手引」(以下「手引」という。)について、下記のとおり(詳細は別紙参照)改正しましたので、通知します。

記

1 改正事項

項目	改正内容	改正箇所
手数料改正	・ 行財政運営方針に基づく手数料改定	67 ページ
	・ 完了公告前建築等承認申請(都市計画法第 37 条)に係る手数料の徴収開始	44、67 ページ
	・ 都市計画法施行規則第 60 条証明の証明対象拡大(証明対象に許可不要証明等を追加)	59～62、67 ページ
その他所要の改正	・ 工事廃止届に係る添付書類の明確化	42 ページ
	・ 基準日の更新	表紙、68 ページ

2 適用日

令和 7 年 4 月 1 日

3 その他

- ・ 改正後の全文を府ホームページに掲載予定
- ・ 手引は、盛土規制法の本格施行に伴い、令和 7 年 5 月 1 日にも改正を行う予定

担 当	建築指導課開発指導係
メー ル	kenchiku@pref.kyoto.lg.jp
電 話	075-414-5344